

別添

機器、装置又は設備	基準	エネルギー環境適合製品告示項番号(参考)										
<p>太陽光発電設備 (平成24年5月20日までの 申込提出分に適用される基 準となります。)</p>	<p>太陽光エネルギーを電気に変換する設備のうち、太陽電池モジュールの変換効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準変換効率以上のものに限る。</p> <table border="1" data-bbox="560 402 1157 522"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準変換効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シリコン結晶系太陽電池</td> <td>13.5パーセント</td> </tr> <tr> <td>シリコン薄膜系太陽電池</td> <td>7.0パーセント</td> </tr> <tr> <td>化合物系太陽電池</td> <td>8.0パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)太陽電池モジュールの変換効率は、太陽電池モジュールのセル変換効率を指すものとし、シリコン結晶系太陽電池及びシリコン薄膜系太陽電池にあつては、日本工業規格C8960に定める真性変換効率をいい、太陽電池の接続等の非発電領域面積を除く有効発電面積を基に算出された効率をいう。化合物系太陽電池にあつてもこれに準ずるものとする。</p>	区分	基準変換効率	シリコン結晶系太陽電池	13.5パーセント	シリコン薄膜系太陽電池	7.0パーセント	化合物系太陽電池	8.0パーセント	1項一号		
区分	基準変換効率											
シリコン結晶系太陽電池	13.5パーセント											
シリコン薄膜系太陽電池	7.0パーセント											
化合物系太陽電池	8.0パーセント											
<p>太陽光発電設備 (平成24年5月21日からの 申込提出分に適用される基 準となります。)</p>	<p>太陽光エネルギーを電気に変換する設備のうち、太陽電池モジュールのセル実効変換効率(モジュール化後のセル実効変換効率)が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準変換効率以上のものに限る。</p> <table border="1" data-bbox="560 822 1157 988"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準変換効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シリコン単結晶系太陽電池</td> <td>16.0パーセント</td> </tr> <tr> <td>シリコン多結晶系太陽電池</td> <td>15.0パーセント</td> </tr> <tr> <td>シリコン薄膜系太陽電池</td> <td>8.5パーセント</td> </tr> <tr> <td>化合物系太陽電池</td> <td>12.0パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) モジュール化後のセル実効変換効率: 日本工業規格C8960において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率(略称:セル実効変換効率)を、 セル実効変換効率=モジュールの公称最大出力/(太陽電池セルの合計面積×放射照度)で求める。ここで、太陽電池セルの合計面積=1セルの全面積×1モジュールのセル数。1セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系のセル全面積には集積部を含まない。 ※放射照度 = 1000W/m²</p>	区分	基準変換効率	シリコン単結晶系太陽電池	16.0パーセント	シリコン多結晶系太陽電池	15.0パーセント	シリコン薄膜系太陽電池	8.5パーセント	化合物系太陽電池	12.0パーセント	1項一号
区分	基準変換効率											
シリコン単結晶系太陽電池	16.0パーセント											
シリコン多結晶系太陽電池	15.0パーセント											
シリコン薄膜系太陽電池	8.5パーセント											
化合物系太陽電池	12.0パーセント											
<p>風力発電装置</p>	<p>風力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる装置をいう。</p>	1項二号										
<p>水力発電設備</p>	<p>水力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる設備のうち、出力が1,000キロワット以下のものに限る。</p>	1項四号										
<p>太陽熱利用装置</p>	<p>熱交換により太陽熱を利用するための装置のうち、強制循環型であつて、集熱器及び蓄熱槽が日本工業規格A4112及び日本工業規格A4113で規定される性能と同等以上の性能を有するものに限る。</p> <p>(備考) 1 家庭用太陽熱利用装置のうち、補助熱源と一体型のものについては太陽熱利用装置部分に限る。 2 日本工業規格で規定される性能と同等以上の性能とは、日本工業規格A 4112における集熱性能、日本工業規格A 4113で定められた保温性能が日本工業規格の認証方法に準じる方法(日本工業規格 認証機関等による性能評価、日本工業規格 認証機関等による立ち会い試験等)で確認され、その他の項目についても各社の自社試験等で確認されているもの。</p>	1項六号										
<p>地中熱利用設備</p>	<p>地中熱を熱交換器により利用するための設備をいう。</p>	1項八号										